

日本ダンス議会（JDC）中部総局アマチュア選手昇降級規定

1 日本ダンス議会（JDC）中部総局における昇降級を次のように規定する。

2 本総局所属の選手の昇級は次の基準により昇級資格を与える。

イ ノービス級よりD級

ノービス級競技会において15%以内（小数点以下切り上げ）の成績を得たとき即日D級に昇級する。（最高6組）

(参考)	出場組数	成 績	昇級組数
	1組～ 6組	1位	1組
	7組～13組	1位～2位	2組
	14組～20組	1位～3位	3組
	21組～26組	1位～4位	4組
	27組～33組	1位～5位	5組
	34組以上	1位～6位	6組

ロ C級への昇級

D級競技会及び上級競技会において、6位以内でなお且つ、出場組数の10%以内（小数点以下切り上げ）の成績を年度内に2回得たとき、その年の末に、C級に昇級する。

ハ B級への昇級

C級競技会及び上級競技会において、6位以内でなお且つ、出場組数の10%以内（小数点以下切り上げ）の成績を年度内に2回得たとき、その年の末に、B級に昇級する。

ニ A級への昇級

B級競技会及びA級競技会において、6位以内でなお且つ、出場組数の10%以内（小数点以下切り上げ）の成績を年度内に2回得たとき、その年の末に、A級への昇級する

※ 他総局の競技会において、上記成績を得た場合にも、昇級に反映する。

但し、1週間以内に競技部に報告すること。

3 本総局所属の選手の降級は次の基準による。

イ A級よりB級

一年間を通じA級競技会において決勝以上の成績を2回以上得られなかった選手

一年間を通じミドルシニアA級競技会において決勝以上の成績を2回以上得られなかった選手

ロ B級よりC級

一年間を通じB級競技会において準決勝以上の成績を2回以上得られなかった選手

一年間を通じミドルシニアA級、ミドルシニアB級、及びグランドシニアB級競技会において決勝以上の成績を2回以上得られなかった選手

ハ C級よりD級

一年間を通じ1次予選通過の成績を2回以上得られなかった選手

一年間を通じグランドシニアC級競技会において決勝以上の成績を2回以上得られなかった選手

ニ D級よりノービス

一年間を通じ1次予選通過の成績を2回以上以上得られなかった選手

※ 産休時は、年会費兼事務手数料（¥1,000）と共に産休届を提出することで、1年間の降級を免除する。なお、競技再開時は通常の年会費（¥5,000）を収める必要がある。

付則（1）この昇降級規定は平成26年1月1日より施行する。

- (2) A級への昇級（最高6組）記載忘れを訂正 平成26年9月10日より施行する
- (3) C級及びB級の昇級基準を改訂 平成27年1月1日より施行する。
- (4) 各級の昇級基準の表記を変更、誤認識防止対策をした。 平成27年12月10日より施行する。
- (5) B級の降級基準にB級競技会を限定表記
- (6) シニア協議会の優勝者の扱い、降級基準の見直し、平成31年1月1日より施行する。
- (7) ノービス級競技会が開催されない場合の基準改定は令和4年2月13日より施行する。
- (8) 昇級基準に関する出場組数を変更、ノービス級競技会が開催されない場合の基準改定を廃止。
令和5年12月10日より施行する。
- (9) 産休規定を追加。令和7年10月1日より施行する。

JDC中部総局昇降級審議委員会